

JHF 競技会及び選手選考等規程

制定 2024 年 12 月 17 日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下、「JHF」という)定款第4条(5)(6)の規定および公益目的事業公2に基づき、ハンググライディング・パラグライディングスポーツ競技を統括し公平な競技会の実施を目的とする。

2 前項の目的に従い、日本選手権競技会(以下「日本選手権」という)等の開催・出場資格について、及び世界選手権競技会(以下「世界選手権」という)・大陸間選手権・ワールドエアゲームズ等の国際競技会(以下「C1大会」という)の開催、選手及び役員選考・派遣について、必要な事項を定めるものとする。

2 本規程に定める事項は、国際航空連盟(以下「FAI」という)スポーティングコード・セクション7に準拠して定める。

(日本選手権の出場資格)

第2条 FAIの定めるカテゴリー2の大会(以下「C2大会」という)である日本選手権の出場資格は、下記いずれかの条件を満たす者とする。

① 日本航空協会(以下「JAA」という)が発行する、大会期間中有効なスポーティングライセンス(以下「SL」という)を所持している者。

② FAIが認める各国等のNAC(National Airsport Control)が発行する、大会期間中有効なSLを所持している者。

2 ただし、日本選手権のランキングは前項①の出場資格者に限り、前項②の出場資格者はオープン参加とし、日本選手権のランキングの対象とならない。

3 大会期間中有効なSLを所持している者であっても、大会期間中に停止・取り消しの処分を受けた場合には、その大会において失格となる。

(日本選手権選手選考)

第3条 日本選手権参加者の人数ならびに選考基準は、ハンググライダー競技委員会およびパラグライダー競技委員会(以下「JHF競技委員会」という)が別途定める規則による。

(日本選手権の開催要項)

第4条 日本選手権はJHFが主催し、開催場所および開催要項については、JHF競技委員会が別途定める規則による。

2 JHFはJHF各競技委員会からの申請に基づき日本選手権を主催する。

(その他の国内競技会)

第5条 JHFは、JHF競技委員会の定める基準に従い開催される競技会の共催・公認・後援をすることができる。

(世界選手権等の出場資格)

第6条 FAIの定めるC1大会である世界選手権等の日本代表の出場資格は、JAAの発行する大会期間中有効なSLを所持している者。

(世界選手権選手選考)

第7条 世界選手権及び他のC1大会参加者の選考基準は、JHF競技委員会が別途定める規則による。

(世界選手権等の開催要項)

第8条 JHFが日本国内外で開催するC1大会及び、日本選手権以外のC2大会の開催については、JHF競技委員会が別途定める規則により、JAAを通じてFAIに申請する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。